＜企業誘致支援制度の概要図＞

平成２８年９月定例会市政報告会資料

立地企業

企業規模

・大企業
・中小企業
・小規模事業者

YES

対象業種

・農業（植物工場に限る）
・製造業（事務所及び市特産品(農産物)に係る加工工場に限る）
・情報通信業
・運輸・物流業
・小売業
・教育・学習支援業
・医療業（産科・小児科(小児科は夜間診療を実施するもの)の一般診療所に限る）

YES

誘導エリア

〇市街化区域
　準工業地域、商業地域、近隣商業地域、準住居地域、第二種住居地域、第一種住居地域
〇市街化調整区域
　特定流通業務施設地域（国道464号）

※ただし、医療業については市内全域とする

YES

※医療業については、「投下固定資産額」及び「常時雇用者数」の要件は問わない。

立地形態

取得型

投下固定資産

・1億円以上

〔市内再投資〕
５，000万円以上

YES

賃借型

※市内再投資は、新たな設備投資に対する支援であるため、賃借型は対象外となる。

常時雇用者数

・10人以上

〔市内再投資〕
５人以上

※新規雇用する場合は市民とするよう努めること

YES

企業立地奨励金【取得型】

・固定資産税及び都市計画税の全額（5年間）及び法人市民税の全額（5年間）　上限300万円／年

※新鎌ケ谷地区は優遇措置の対象外とする

企業立地奨励金【賃借型】

・法人市民税の全額（3年間）　上限：300万円／年

※新鎌ケ谷地区は優遇措置の対象外とする

土地・建物所有者

自ら所有する土地や建物

売　却

企業誘致協力金

固定資産税及び都市計画税の全額（1年間）

賃　貸

企業誘致協力金

固定資産税及び都市計画税の全額（3年間）